

第7章 大統領による政策形成と「大統領令」：オバマからトランプへ

梅川 健

はじめに

ドナルド・トランプ大統領は就任直後から選挙で掲げた政策の実現にむけて動き出した。最も注視すべきは、共和党多数議会という環境に恵まれつつも、必ずしも議会の承認を必要としない形で、単独で新たな政策を実行に移そうとした大統領の姿であった。トランプ大統領の就任後、日本のメディアは毎日のように「大統領令」について報道してきた。

さて、「大統領令」とはいったいどのようなものだろうか。実は、この言葉が指し示すものが、最近のアメリカ政治において変化している。本論文では、いわゆる「大統領令」には行政命令（executive order）と大統領覚書（presidential memorandum）という異なる形式の命令が含まれていることを示し、オバマ政権と走り出したばかりのトランプ政権の相違について論じる。

結論を先に述べれば、覚書という類型はオバマ政権において重用されるようになり、行政命令とは異なる利点があった。トランプ大統領は行政命令に加えて、覚書という類型も使用しており、オバマ政権の継受が見られる。また、2017年2月現在の特徴として、トランプ大統領による行政命令がオバマ大統領のものに比べて法的な混乱を含むものだという点を指摘できる。

1. 「大統領令」の変化

(1) 行政命令としての「大統領令」

アメリカ合衆国憲法は大統領に、外交と安全保障を担うことを認めるとともに、連邦議会の定める法律を誠実に執行することを義務づけている¹。大統領はこれらの権能に基づいて様々な命令を発する。第二次世界大戦を前後して、大統領が頻繁に用いるようになった命令形式が“executive order”であり、従来日本では、「行政命令」、「大統領行政命令」、もしくは「大統領令」と訳されてきた²。ここでは特に、「行政命令」と「大統領令」がともに“executive order”を指していたことを確認しておきたい。

行政命令とは何かを簡単に説明しておくと、これは、議会の立法によって授権された権限に基づいて、具体的にどのように法を執行すべきかを行政組織に通達するものであり、下位の組織を拘束する力を持つ。大統領が行政命令に署名すると、連邦官報事務局（Office of Federal Register）に送られ、そこで番号が付され、連邦官報（Federal Register）に記載される。

最初の行政命令は、1789年6月8日にジョージ・ワシントンによって出されているものの、建国期にはあまり用いられることはなかった。南北戦争を前後して、大統領は行政命令を行政組織の管理のための事務的な通達のための手段として用いるようになり、フランクリン・ローズヴェルトによって、行政命令は現在のように政策実現の手段として用いられるようになった³。1907年になると国務省が行政命令に番号を付すようになり、1935年に連

邦官報法（Federal Register Act of 1935）⁴が成立すると、連邦官報への記載が義務づけられるようになった⁵。

行政命令の特徴は、大統領が法執行を行政組織に命じるにあたって、その根拠となる法律を明示しなければならないという点である。大統領による命令はあくまでも、事前に議会が認める範囲での法執行でなければならず、それゆえ、大統領が行政命令を発令する際に改めて議会の承認を求めることはない。言い換えると、行政命令は、大統領が議会から独立して権力を行使することを可能にするものではなく、議会による事前の承認に基づく権力行使にすぎない⁶。

また、大統領は授權されている事柄に関して行政命令を発するものの、その命令が直ちに既存の政策を変更できるとも限らない。三権分立制の要である抑制と均衡の仕組みが、行政命令にも働いているのである。まず、大統領自身は指示した法執行の方法が授權された権限の範囲内であると考えても、議会が裁量の範囲を踏み越えていると見なす場合がある。この場合議会には、二つの対抗方法がある。ひとつは、法律の修正である。例えば、具体的な法執行方法までも法律に書き込むことで、議会の意図から逸脱する法執行を不可能にすることができる⁷。

もうひとつは、議会が持つ予算権限による対抗である。大統領が命じた具体的な法執行が新たな予算措置を必要とする場合には、議会は予算をつけないことによって行政命令の実現を阻むことができる。ただし、これはあくまでも新たな予算措置が必要な場合である。というのも、大統領にはある程度の予算の流用が認められており、既存の予算を用いて新たな行政命令の執行が可能のためである⁸。

連邦裁判所も、大統領の行政命令に対抗することができる。ただし、事前審査のような形ではなく、行政命令によって権利を侵害されているという訴えがあつて初めて、裁判所は行政命令の内容についての判断が可能となる。1943年から1997年にかけて、82件の裁判で行政命令の効力が争われ、そのうち13件で大統領側が敗訴している。最高裁で大統領が敗訴したケースは4件ある⁹。

（2）大統領覚書という異なる命令形式の登場

先に述べた行政命令という形式は、大統領が発令する命令の典型的なものだといえる。他方で、大統領は異なる形式でも行政組織に対して命令を下している。近年特に重要度を増しているのが、大統領覚書（presidential memorandum）というものである。覚書は行政命令と混同されることも多く、行政命令の別名にすぎないと言われることもあるが、両者の間には大きな違いがある¹⁰。

大統領覚書は、行政命令と異なり、連邦官報への記載義務がなく、また、法執行を命じるにあたって必要とされる根拠法を明示する必要もない。多くの覚書は、「合衆国憲法と制定法の定め」を理由として命令を下している。根拠法を示す必要がないにもかかわらず、両者は同じ効果を持つとされる。これは大統領にとって大きなメリットとなる。既存の法律の文言からは引き出せないような権限を、根拠法を曖昧にすることによって引き出すという戦略が可能になるためである¹¹。

この大統領覚書という形式が 대통령によって多用されるようになったのが、オバマ政権であった。前述の差異は重要ではあるものの、わかりにくい違いであり、その違いが認識

されるようにはなっていない。例えば、オバマ政権の報道官は行政命令と覚書を混同することさえあった¹²。

アメリカのメディアは、オバマ大統領が行政命令や覚書を含めた大統領による命令の総称として“executive actions”という言葉を用いた¹³。この言葉は、現在のトランプ大統領についても使われており、これは行政命令と覚書を含んでいる¹⁴。

従来、行政命令（executive order）だけを指していた「大統領令」という言葉は、今では大統領覚書（presidential memorandum）までを含むようになっており、むしろ“executive actions”の訳に近くなっている。そこで、「大統領令」という言葉は大統領による指令や命令の総称を示す語として用い、“executive order”の訳としては「行政命令」の語を意識的に宛てるという方法が、アメリカ大統領の行動を記述するためには正確かもしれない。

ここまで、現在の日本語の「大統領令」には行政命令と覚書とが含まれていることを論じてきた。それでは、この違いを理解することにどのような意義があるのだろうか。実は、行政命令と覚書という形式の差異は、オバマ政権において生じた大統領権力の変容を反映しており、アメリカにおける統治のあり方の変化を意味している。そして、トランプ大統領による「大統領令」もやはり、行政命令と覚書の両者を含んでいるということに気づくと、オバマ政権からトランプ政権へと引き継がれた遺産（その価値に議論はあるとしても）の存在に目を向けることが可能になる。以下では、なぜオバマ大統領が覚書という形式を用いるようになったのかを論じ、トランプ大統領がどのように継受しているのかを明らかにする。

2. オバマ政権と「大統領令」：行政命令から大統領覚書へ

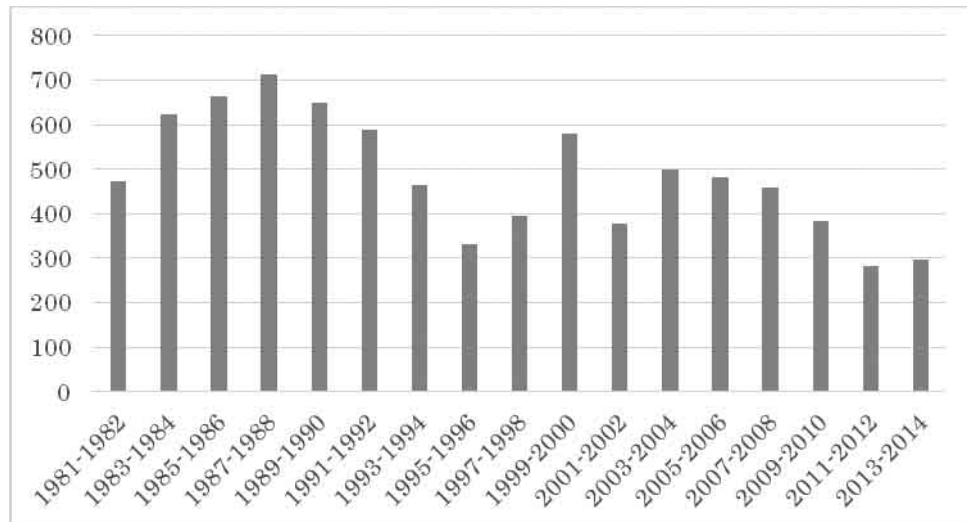
(1) オバマ大統領と共和党多数議会の衝突

オバマ大統領は2008年大統領選挙後の勝利演説において、「保守でもリベラルでもない、一つのアメリカ」という理念を掲げた。オバマ大統領の当初の方針は、共和党と民主党とを架橋する超党派の政治の実現であった。しかしながら、議会共和党はオバマ大統領に協力しようとはしなかった。よく知られているように、リーマンショック後の経済的混乱から脱するためにオバマ大統領が早期成立を求めたアメリカ復興・再投資法（American Recovery and Reinvestment Act of 2009）の票決でさえも、全員の共和党議員が反対に回ったのであった¹⁵。

2010年中間選挙で民主党が下院の多数派を失うと状況はより悪化し、オバマ大統領の政策課題を立法によって成立させることが極めて困難な状況となった。図1は1981年から2014年にかけて連邦議会で成立した法律の数を示しているが、2011年以降はこれまでにない水準に低下している。オバマ大統領にとって、議会と協調して法律の制定による政策形成は困難な状況に陥ったのである。

オバマ政権の末期に見られた問題は、アメリカ連邦政府の制度的機能不全であった。民主党のオバマ大統領と共和党多数議会の対立によって政府としての政策形成能力が低下した。しかしながら、そのような中でもオバマ大統領にかかる政策実現の期待が軽くなることはなかった。オバマ大統領は自らの政策を実現するために、既存の枠組みから逸脱するような手段に頼らざるを得ない状況に追い込まれた¹⁶。

図1 成立した法律数



出所：Vital Statistics on Congress (<http://www.brookings.edu/>, 2017年2月5日アクセス) より著者作成。

そこで、オバマ大統領は、行動しない議会をもはや待つことはできないという意味の「もう待てない (We Can't Wait)」というスローガンを掲げ、大統領の権限を用いて政策を形成する方向へと舵を切った¹⁷。大統領単独で政策を形成するための手段として、オバマ大統領は、行政命令だけでなく、覚書も採用することになった。

従来の行政命令に加えて、覚書が用いられるようになった理由として、行政命令の多用が、権力の濫用であるという認識が広がっていたことを挙げることができる。例えばオバマ大統領は、「真実として申し上げることができるが、私が今年出した行政命令の数は、この100年間で最も少ないものだった」と述べ、自らが抑制的であると主張したことがあり、行政命令に負のイメージが抱かれていたことがわかる¹⁸。

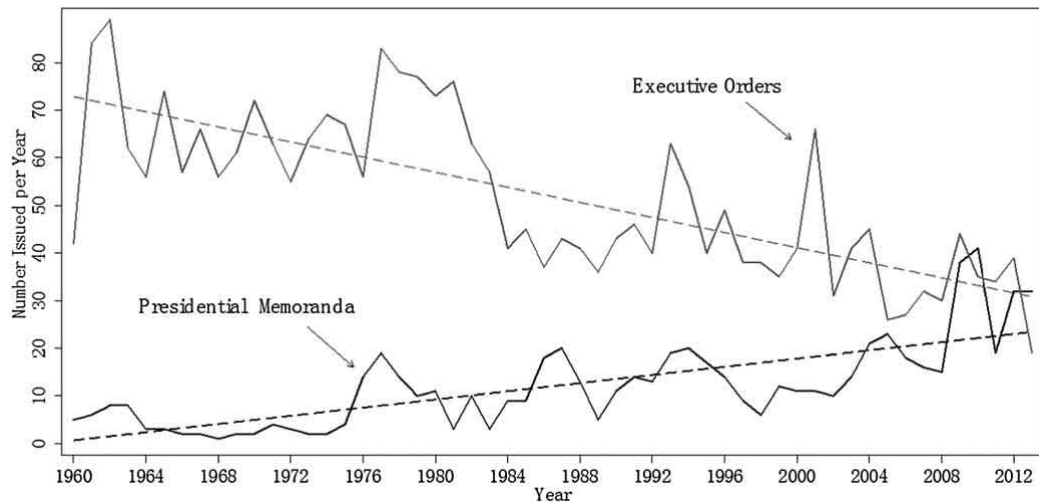
オバマ政権期には、行政命令は大統領にとって使いにくい道具へと転じていたのである。ここに、大統領覚書という新しい形式が求められる下地が形成されていたのである。

(2) 大統領覚書の活用

オバマ政権を他の政権と比べた場合、その特徴は行政命令の少なさと、大統領覚書の多さに見ることができる。図2は、1960年から2013年にかけて大統領が発令した行政命令と覚書の数の変化を示したものである。この図からは、長期的な傾向としての行政命令の減少と覚書の増加を見て取ることができる。特に、オバマ大統領が政権に就いた2009年以降、急激な変化が生じている。

オバマ政権における覚書は、その数だけでなく、質の点でも重要であった。オバマ大統領が「大統領令」によって行ったとされる挑戦的な政策の多くは、実のところ行政命令ではなく覚書という形式によって発令されている。例えば、オバマ大統領は議会による不法移民対策立法を待つことをやめ、2014年11月21日に、覚書によって不法移民対策の修正をはかった¹⁹。この覚書を根拠に、「米国市民と永住者の親向け強制送還延期プログラム (Deferred Action for Parents of Americans and Lawful Permanent Residents)、以下 DAPA」が打

図2 行政命令と大統領覚書 (1960-2013)



出所：Kenneth S. Lowande, “After the Orders: Presidential Memoranda and Unilateral Action,” *Presidential Studies Quarterly*, Vol.44, 2014, p730.

ち出された。これは、米国市民権を持つ子供の親の強制送還を延期し、約 500 万人の不法移民に合法的な滞在の権利と、就労の権利を認めるものであった²⁰。

DAPA が行政命令ではなく覚書に基づいていることには理由があった。アメリカでは移民政策について権限を持つのは議会であり、大統領は 1952 年移民国籍法（Immigration and Nationality Act of 1952）によって、不法移民を強制送還する権限と、一時的に強制送還を停止する権限を与えられている²¹。この権限から DAPA の強制送還延期という措置は導くことができるかもしれないが、大統領が不法移民に就労の権利を認められるのかについては、明らかではない。

覚書による政策変更であっても、行政命令と同様に三権分立制の抑制と均衡の枠組みからは逃れることができないことがすぐに明らかになった。DAPA をめぐり、テキサス州をはじめとする 26 州の州知事が原告となりアメリカ連邦政府を相手に訴訟を起こした。いずれの州も、州知事は共和党員であった。これらの州は、DAPA が行政手続法上の規定を満たしていないことを理由にその差止を要求した。その後、連邦地方裁判所と第 5 区連邦控訴裁判所はこの差止を認めた²²。

控訴審の判決を受けてオバマ政権が上訴すると、最高裁は 2016 年に上訴を受理した。当初、最高裁は、差止命令の正当性だけでなく、DAPA の執行がオバマ大統領による憲法違反に相当するのかについても判断をするつもりであった。しかしながら、アントニン・スカリア判事の急死により 8 名となった最高裁判事は 4 対 4 のデッドロックに陥り、本件についての下級審の判断を維持するとのみ発表した²³。結果として DAPA についての差止命令が効力を保障され、オバマ大統領による政策変更の試みは抑制されることになった。

オバマ政権では、使いにくい道具となっていた行政命令から、覚書へのシフトが進んでいた。オバマ大統領は覚書において、大統領に対する授權が曖昧な事柄についても、それがあたかも大統領の権限であるかのように命令をしていた。覚書によって、本来は認められていない権限を主張したという点で、オバマ大統領は従来の三権分立制の枠組みに挑戦

したといえる。ただし、そこで明らかになったのは、たとえ覚書という新しい道具を用いても、やはり抑制と均衡の仕組みが駆動するというものであった。

3. トランプ大統領と「大統領令」：行政命令と覚書の併用

(1) 行政命令：裁量の拡大解釈？

2017年1月20日にトランプ大統領が就任して以来、毎日のように新しい出来事が起きる。大統領就任から最初の1週間でトランプ大統領は5本の行政命令と10本の覚書を出した。合計すると15本になる。オバマ政権の最初の1週間での両者の合計が13本であるのと比べて多いわけではないが、政策の転換を強烈に印象づけることには成功している²⁴。以下では、重要と目される行政命令と覚書を取り上げて、それぞれを見ていくことにしたい。

就任当日、トランプ大統領が最初に署名した行政命令13765号は、患者保護並びに医療費負担適正化法（Patient Protection and Affordable Care Act、いわゆるオバマケア）の執行方法の見直しを命じるものであった。この中でトランプは、同法の撤廃までの期間、経済的な負担や規則によって生じる損害を最小限に留めるよう、保険福祉省等への対応を命じている。ただし、オバマケアのどの部分をどのように変更するかについての具体的な方法までは示していない²⁵。この行政命令に従って、今後、各省庁がどのような対応をしていくのかについては、注意深く見ていく必要がある。

1月25日、トランプ大統領は行政命令13767号に署名し、メキシコとの国境に「壁」を建設することを決めた²⁶。あくまでも選挙中のレトリックに過ぎないと思われていたことを、本気で実行に移したことは大きな驚きであった。同時に、行政命令という形式を選んだということも驚きであった。繰り返しになるが、行政命令であれば根拠法を示す必要がある。

トランプ大統領が行政命令の根拠として選んだ法律は、移民国籍法、1996年不法移民改正及び移民責任法（Illegal Immigration Reform and Immigrant Responsibility Act of 1996）、そして2006年フェンス建設法（Secure Fence Act of 2006）であった。これらの法律により、トランプ大統領は自らにアメリカ国境を守る義務があると主張し、そのためには、「連続する物理的な壁、もしくは他の形態の安全で連続的で通過不可能な物理的障壁」としての「壁」が必要だとする。

実際にトランプ大統領が壁を建設するには、二つの問題があるように思われる。ひとつは、法的権限が存在するのかという点である。トランプ大統領はフェンス建設法によって、いかにも自身には壁を建設する正当な権限があるように主張するものの、同法は既に立法の目的を達成しているとも考えられる。アメリカとメキシコとの国境は約3000キロほどであり、同法は約1100キロにわたるフェンスの建設を認めるものであった²⁷。その後、フェンスの距離を延長するために新しい法案²⁸が提出されていることを考慮すると、同法を根拠に新たな壁を建設させようという命令には、疑義が唱えられる可能性がある。

もうひとつの問題は、壁の建設費用である。トランプ大統領は、国土安全保障省に残されている予算（約1億ドル）を流用することで壁の建設に直ちに取りかかるよう命じているものの、総額では120～150億ドルほどかかると見込まれており、この不足分に関しては、

議会に新たな予算措置を求める必要がある²⁹。議会は予算で対抗することが可能であるが、必要な予算措置を拒んだ場合には、トランプ大統領に壁建設という政策を阻んだのは議会だと批判する材料を与えることにもなるだろう。この点で、トランプ大統領の行政命令は、議会に対する先制の一手とも言える。

1月27日にトランプ大統領が署名した行政命令は大きな混乱を生んだ。トランプ大統領は「アメリカ市民をテロリストの攻撃から守るために、合衆国憲法を支持しない者、もしくはアメリカの法律に対して攻撃的なイデオロギーをもつ者の入国を許可することはできないし、決してしてはならない」として、中東・アフリカの7カ国からの入国を90日間停止し、シリア難民の入国は無期限、その他の国からの難民の入国は120日間停止するよう命じた³⁰。

そもそも、誰がアメリカに入国できるかを定める権能を持つのは連邦議会である³¹。議会はこの権限を大統領に委任し、その詳細を移民国籍法で定めた。同法の212(f)項において、「大統領が必要と認める場合には」、「大統領が必要と認める期間につき、入国を停止することができる」と定められている³²。トランプ大統領の行政命令はこの条項を根拠として入国禁止を発令した。

この条項を根拠とした入国禁止措置はトランプによるものが初めてではないが、これまでの先例から逸脱している。同条項が大統領によって用いられたのは1979年が初めてであった。この年、カーター大統領はイラン・アメリカ大使館事件を受けて、イランからの入国禁止措置を発令した³³。直近のものは2011年8月4日のオバマ大統領によるものである。オバマ大統領は、テロ行為の危険性を理由にイラクからの入国を一時的に停止した³⁴。なおかつ、国土安全保障省や司法省と事前に入念な調整がなされた上での発令であった³⁵。すなわち、これまでの大統領による入国禁止措置の発令は、軍事・外交上の必要性に基づいた抑制的なものだったと言えよう。

他方で、トランプ大統領による行政命令は、これまでの大統領による命令と比べ、著しくその対象が広く、軍事・外交上の必要性には異論も生じている。さらに、入国の認否を信仰に基づかせるということもこれまでになかった。つまり、トランプ大統領は、確かに法律に書かれた権限に基づいているかもしれないが、これまでその権限が行使された様態からは大きく逸脱している³⁶。

(2) 覚書の継受

就任から一週間の間、トランプがより多く用いたのは覚書の方であった。中でも重要なものは、1月23日に米国通商代表部に対してTPPからの離脱手続きに入るよう命じた覚書³⁷と、イスラム国打倒計画を打ち出した覚書³⁸と国家安全保障会議(National Security Council)と国土安全保障会議(Homeland Security Council)の陣容を改めた覚書³⁹だろう。

トランプ大統領の覚書は、オバマ大統領によるものと同じく、命令の根拠が示されていない。TPPの離脱を関係国に通達するよう通商代表部に命じた覚書は、命令の根拠を「合衆国憲法と制定法の定めるところ」としている。憲法が大統領に与える外交上の権限の行使だということで、わざわざ指摘するまでもない、ということかもしれない。今のところ、トランプ大統領による覚書には、オバマ政権に見られたように、明らかに制定法によって権限が授けられていない事柄の実現を目指すようなものは見受けられない。

また、今の時点では、どのような考えでトランプ政権が行政命令と覚書の使い分けをしているのか断言することはできないが、根拠法が明示できる場合には行政命令を選んでいられるように思われる。あるいは、壁の建設のように本当に根拠となる権限が法律に定められているのかが疑わしい場合にも、根拠法を提示して強弁するという戦略なのかもしれない。

おわりに

オバマ政権期から、大統領覚書という命令形式が、大統領から行政組織に向けて多用されるようになった。覚書は行政命令とは異なり、その法的根拠を示す必要も、連邦官報への記載義務もない。大統領にとって使いやすい道具だと言える。ただし、オバマ政権末期には、いくつもの覚書に対して訴訟が起こされ、裁判所による差し止めが相次いだ。このことから、覚書が万能ではないことも明らかになった。

トランプ政権は発足直後から精力的に行政命令と覚書で大きな政策変更を実現しようとしている。どちらの形式であっても、議会や裁判所による対抗は起こりうる。議会は行政命令の根拠法を修正することが可能であり、また予算をつけないことで大統領の命令を実現不可能にすることができる。裁判所は、命令の差止、あるいは違憲の判断を下すこともできる。

トランプ大統領の行政命令の特徴は、根拠法を挙げつつも、その根拠が論争的な点にあると言えよう。壁建設のための法律ははたして既存の「壁」の延長までも認めるのだろうか。これまでの大統領が抑制的に、かつ行政組織と調和的に用いてきた入国を禁止する権限は、宗教を理由として用いることはできるのだろうか。これらの点に注目することで、アメリカ政治の抑制と均衡がどのように作動するのかを見ることができるだろう。

トランプ大統領による覚書は、行政命令と同じく、政策（TPP 離脱）を大きく変更し、また組織構造を変化させる（NSC）ものである。ただし今のところ、トランプ大統領による覚書には、オバマ政権に見られたように、明らかに制定法によって権限が授權されていない事柄の実現を目指すようなものは見受けられない。むしろ、行政命令において強引にでも根拠方を提示して現実を動かそうとしている。

この傾向がいつまで続くかはわからない。根拠法を提示しながら議会に予算措置を求めるというアプローチが、もしも議会の抵抗によって頓挫した場合には、覚書に頼るようになるかもしれない。トランプ政権による行政命令と覚書の傾向がどのように変化するのかに注意して見ていく必要があるだろう。

参考文献

- 梅川健「大統領制」山岸敬和・西川賢編『ポスト・オバマのアメリカ』（大学教育出版、2016年）
梅川健『大統領が変えるアメリカの三権分立制：署名時声明をめぐる議会との攻防』（東京大学出版会、2015年）
久保文明編『アメリカ政治 新版』（有斐閣、2010年）
久保文明編『アメリカの政治 増補版』（弘文堂、2011年）
斎藤眞『アメリカ政治外交史』（東京大学出版会、1975年）

- 待鳥聡史『アメリカ大統領制の現在：権限の弱さをどう乗り越えるか』（NHK ブックス、2016 年）
- Phillip J. Cooper, “By Order of the President: The Use and Abuse of Executive Direct Action” (University Press of Kansas, 2002)
- William G. Howell and David M. Brent, “Thinking about the Presidency: The Primacy of Power” (Princeton University Press, 2013)
- Kenneth S. Lowande, “After the Orders: Presidential Memoranda and Unilateral Action,” *Presidential Studies Quarterly*, Vol.44, 2014
- Lyn Ragsdale, “Vital Statistics on the Presidency 4th edition” (Sage, 2014)

— 注 —

- 1 合衆国憲法第2条。
- 2 「行政命令」は例えば、斎藤眞『アメリカ政治外交史』（東京大学出版会、1975 年）33 頁、久保文明編『アメリカ政治 新版』（有斐閣、2010 年）113 頁に見つけることができる。「大統領行政命令」は、久保文明編『アメリカの政治 増補版』（弘文堂、2011 年）54 頁、待鳥聡史『アメリカ大統領制の現在：権限の弱さをどう乗り越えるか』（NHK ブックス、2016 年）、00 頁に。「大統領令」は、『アメリカを知る事典 新版』（平凡社、2012 年）69 頁に見られる。ちなみに同事典は「行政命令」の語も使用しており、“executive order” の訳語として両者が用いられてきたことがよくわかる。（43 頁）。
- 3 Lyn Ragsdale, “Vital Statistics on the Presidency 4th edition” (Sage, 2014), 469-470.
- 4 アメリカ連邦政府には、連邦官報法が成立するまで、行政組織が定めた規則を一纏めに閲覧できるような仕組みが存在しなかった。大恐慌以後、連邦議会は大統領に迅速に政策を執行するための権限を委任し、フランクリン・ローズヴェルト大統領がニューディール政策に乗り出し、矢継ぎ早に新たな規制や規則が制定されると、その全体像が市民にはもちろんのこと、議会や行政組織自体にも把握できなくなった。そこで、連邦官報が導入された。Amy Bunk, “Federal Register 101,” *Proceedings*, Spring 2010.
- 5 Amy Bunk, “Federal Register 101,” *Proceedings*, Spring 2010.
- 6 梅川健「大統領制」山岸敬和・西川賢編『ポスト・オバマのアメリカ』（大学教育出版、2016 年）、32 頁；Phillip J. Cooper, “By Order of the President: The Use and Abuse of Executive Direct Action” (University Press of Kansas, 2002), 80.
- 7 William G. Howell and David M. Brent, “Thinking about the Presidency: The Primacy of Power” (Princeton University Press, 2013), 113.
- 8 Ibid., 130.
- 9 Ibid., 198-201.
- 10 Cooper, “By Order of the President,” 80.
- 11 Ibid.
- 12 梅川「大統領制」、32 頁。
- 13 Darla Cameron, “What President Obama’s executive actions mean for President Trump” *Washington Post*, January 31, 2017 <<https://www.washingtonpost.com/graphics/politics/executive-action/>>, accessed on February 5.
- 14 Michael Shear and Julie Hirschfeld Davis, “Trump’s Improvised Path to a Month of Executive Action,” *New York Times*, January 21, 2017.
- 15 梅川「大統領制」、28 頁。他の例としては、オバマ政権の最大の立法成果と評されることもある医療制度改革（いわゆるオバマケア）の票決も、政党で割れるという結果になった。
- 16 そのきっかけは、2011 年夏の債務上限問題で、下院共和党がデフォルトの危機ぎりぎりまで合意を拒んだことにある。梅川「大統領制」、31 頁。
- 17 同上。
- 18 同上。
- 19 Barack Obama. “Presidential Memorandum: Modernizing and Streamlining the U.S. Immigrant Visa System for the 21st Century.” November 21, 2014. <<https://obamawhitehouse.archives.gov/the-press-office/2014/11/21/presidential-memorandum-modernizing-and-streamlining-us-immigrant-visa-s>>, accessed on January 30, 2017.
- 20 梅川「大統領制」、34

- 21 梅川健『大統領が変わるアメリカの三権分立制：署名時声明をめぐる議会との攻防』（東京大学出版会、2015年）、91頁。
- 22 Adam Liptak, “Obama Administration Asks Supreme Court to Save Immigration Plan,” *New York Times*, November 20, 2015.
- 23 Adam Liptak and Michael D. Shear, “Supreme Court to Hear Challenge to Obama Immigration Actions” *New York Times*, January 19, 2016; *United States v. Texas*, 579 U.S. ____ <https://www.supremecourt.gov/opinions/15pdf/15-674_jhlo.pdf>, accessed on January 30, 2017.
- 24 White House, Executive Orders <<https://www.whitehouse.gov/briefing-room/presidential-actions/executive-orders>>; White House, Presidential Memoranda <<https://www.whitehouse.gov/briefing-room/presidential-actions/presidential-memoranda>>, accessed on January 30, 2017.
- 25 Donald Trump, “Executive Order Minimizing the Economic Burden of the Patient Protection and Affordable Care Act Pending Repeal,” January 20, 2017 <<https://www.whitehouse.gov/the-press-office/2017/01/20/executive-order-minimizing-economic-burden-patient-protection-and>>, accessed on January 30, 2017.
- 26 Donald Trump, “Executive Order: Border Security and Immigration Enforcement Improvements,” January 25, 2017 <<https://www.whitehouse.gov/the-press-office/2017/01/25/executive-order-border-security-and-immigration-enforcement-improvements>>, accessed on January 30, 2017.
- 27 White House, “Fact Sheet: The Secure Fence Act of 2006,” October 26, 2006, <<https://georgewbush-whitehouse.archives.gov/news/releases/2006/10/20061026-1.html>>, accessed on January 30, 2017.
- 28 “H.R. 4391: Finish the Fence Act of 2016, 114th Congress” <<https://www.congress.gov/bill/114th-congress/house-bill/4391/text>>, accessed on January 30, 2017.
- 29 “First 100 days: What executive actions has Trump taken?” *BBC News Online*, January 27, 2017 <<http://www.bbc.com/news/world-us-canada-38695593>>, accessed on January 30, 2017.
- 30 Donald Trump, “Executive Order : Protecting the Nation from Foreign Terrorist Entry into The United States,” January 27, 2017 <<https://www.whitehouse.gov/the-press-office/2017/01/27/executive-order-protecting-nation-foreign-terrorist-entry-united-states>>, accessed on January 30, 2017.
- 31 Jennifer Chacon, “Who is Responsible for U.S. Immigration Policy?” *Insights*, Vol. 14, No. 3.
- 32 Section 212 (f); 8 U.S.C. 1181.
- 33 Jimmy Carter, “Executive Order 12172—Iranian Aliens,” November 26, 1979 <<http://www.presidency.ucsb.edu/ws/?pid=31732>>, accessed on January 30, 2017.
- 34 Barack Obama, “Presidential Proclamation--Suspension of Entry as Immigrants and Nonimmigrants of Persons Who Participate in Serious Human Rights and Humanitarian Law Violations and Other Abuses,” August 4, 2011 <<https://obamawhitehouse.archives.gov/the-press-office/2011/08/04/presidential-proclamation-suspension-entry-immigrants-and-nonimmigrants->>, accessed on February 4, 2017; なお、オバマ大統領は大統領布告の形で発令している。
- 35 Jon Finer, “Sorry, Mr. President: The Obama Administration Did Nothing Similar to Your Immigration Ban,” *Foreign Policy*, January 30, 2017 <<http://foreignpolicy.com/2017/01/30/sorry-mr-president-the-obama-administration-did-nothing-similar-to-your-immigration-ban/>>, accessed on February 4.
- 36 この行政命令をめぐり、2月4日、ワシントン州シアトルの連邦地裁裁判所は、全米を対象とする差し止めを認めた。Devlin Barrett and Dan Frosch, “Federal Judge Temporarily Halts Trump Order on Immigration, Refugees,” *Wall Street Journal*, February 4, 2017 <<https://www.wsj.com/articles/legal-feud-over-trump-immigration-order-turns-to-visa-revocations-1486153216>>, accessed on February 5.
- 37 Donald Trump, “Presidential Memorandum Regarding Withdrawal of the United States from the Trans-Pacific Partnership Negotiations and Agreement,” January 23, 2017 <<https://www.whitehouse.gov/the-press-office/2017/01/23/presidential-memorandum-regarding-withdrawal-united-states-trans-pacific>>, accessed on February 5.
- 38 Donald Trump, “Presidential Memorandum Plan to Defeat the Islamic State of Iraq and Syria,” January 28, 2017 <<https://www.whitehouse.gov/the-press-office/2017/01/28/plan-defeat-islamic-state-iraq>>, accessed on February 4.
- 39 Donald Trump, “Presidential Memorandum Organization of the National Security Council and the Homeland Security Council,” January 28, 2017 <<https://www.whitehouse.gov/the-press-office/2017/01/28/presidential-memorandum-organization-national-security-council-and>>, accessed on February 4.